

廿日市市子ども計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施期間

令和7年12月13日（土）から令和8年1月12日（月）まで

2. 意見提出方法及び件数

提出方法	意見数（通数）	うち 子ども・若者からの意見数（通数）
持参	6（6）	5（5）
郵送	0（0）	0（0）
F A X	3（1）	0（0）
電子申請システム	0（0）	0（0）
合計	9（7）	5（5）

3. ご意見及びご意見に対する市の考え方

番号	関連箇所	ご意見	市の考え方（対応）
1	全般	わたしたちのいけんが本当にいかされていることがしれて、よかったです！！	みなさんの意見が活かされていることが伝わっていることをうれしく思うと同時に、よかったと思う気持ちを伝えてくださり、ありがとうございます。これからも様々な施策において、子ども・若者が意見を伝えられる機会を確保し、反映したことなどをフィードバックしていきます。
2	全般	色々考えるきかいができてよかったです！！	意見を伝える機会が子ども施策などについて考える機会にもなっていたことにうれしく思います。これからも意見を聞いたり、一緒に考えながら施策を展開していきたいと考えています。

3	概要（やさしい版）	こどもの権利条約をあらためて見て、私の友だち（特に男子）が「①差別されないこと」以外が守られていないのではないかと思い、不安になった。もう少し、子どもに直せつ話を聞いて、よりそってあげた方がいいと思う。	こどもが近くのお大人に相談しやすい環境を整えるとともに、これからも様々な施策において、こども・若者が意見を伝えられる機会を確保していきたいと考えています。また、こどもの権利についての理解を深めてもらうために、普及啓発を行っていきます。
4	事業計画	職場体験のような形で市民センターの方々の思いや仕事について知る機会があれば、もっと廿日市が好きな子どもが増えるのではないかと思います。	市民センターでは、こどもや若者、子育て家庭などの意見を踏まえた運営を行っていますので、参考とさせていただきます。また、「ふるさと廿日市」に誇りと愛着が持てるように、引き続き、ふるさと学習など様々な取り組みを実施していきます。
5	概要（やさしい版）	本計画では、こどもの権利に関する記述が丁寧になされている一方で、社会生活における責任や親・年長者への敬意についての言及が少ないように感じます。社会で生きる以上、発言には責任が伴うこと、他者を尊重する態度、親や年長者への敬意、これらを権利と併せて教えることが重要ではないでしょうか。また、「こどもの権利条約」や「こどもの最善の利益」を重視する姿勢は理解できますが、子育ての最終的な責任主体が家庭にあるのか、行政にあるのか、その役割分担について、より明確な整理が必要だと考えます。行政は家庭を支える補完的役割であり、家庭の判断に過度に踏み込まない配慮が重要ではないでしょうか。	いただいたご意見は、こどもの権利を普及啓発していくうえで、参考とさせていただきます。また、計画書 p.91（1）にあるように、保護者は子育てについての第一義的責任を有しますが、行政は、こどもの権利が守られるように、ライフステージを通じて切れ目なく支援していく必要があると考えております。
6	p. 92 サービス事業者の役割	「豊かな心」「生きる力」という表現は重要ですが、それをどのように育むのかが読み取りにくいと感じました。例えば、日本の歴史を知ること、郷土を大切に思う心、社会の秩序を尊重する態度、こうした具体的な道徳観をどのように次世代へ伝えていくのかについて、より明確な方針が示されることを望みます。	教育に関する具体的な取組については、第4期廿日市市教育振興基本計画を参考にしてください。

7	こどもが主役のまち はつかいち宣言 p. 91 地域の役割	「まち全体で見守り、応援する」という理念には共感しますが、その前提として家庭が子育ての責任を担う「自助」の位置づけをより明確にすることが必要ではないでしょうか。また、「地域が寄り添い、支える」という表現についても、精神的なケアまでを一方向的に地域に求めるのではなく、伝統的な相互扶助に基づく協力関係として整理されることが望ましいと考えます。	「こどもが主役のまち はつかいち宣言」は、まち全体で子育て家庭を見守ること等を広く表明したものであり、家庭の役割については、p. 91（1）において、子育てについての第一義的責任を有することとしております。地域の役割については、ご意見の趣旨を踏まえ、文言を修正します。
8	事業計画	<p>「若者の居場所」と「放課後子ども教室」をあわせてみてはどうでしょうか。小学校高学年・高校生・成人した若者のみで交流したり、くつろげるスペースと小学校低学年の子どもたちに勉強を教えたり、お喋りできる2つのスペースを設けてみてはどうでしょうか。</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども教室の認知度が上がる</li> <li>・地域交流の輪が広がる</li> <li>・放課後子ども教室のスタッフの方の負担が減るのでは？</li> <li>・大人も若者と交流する機会が少ない為、新鮮な体験になると思う</li> <li>・互いの価値観を広げることができる</li> </ul>	<p>近年、家庭・学校以外で勉強や交流ができるサードプレイスとして10代の居場所の重要性が高まっています。一方、現在、本市では、小学生を対象とした「放課後子ども教室」を地域ボランティアが中心となり、各小学校区に設置されている地域学校協働本部が実施しています。</p> <p>ご意見のとおり、小学生と若者が活動を共にし、交流することで、様々なメリットや効果が期待できると考えるため、今後、地域での場づくりの参考にさせていただきます。</p>
9	全般	<p>(意見の概要)</p> <p>①これまで取り組んだ「廿日市市こども計画」に係る問題と課題を問う</p> <p>②具体的な取り組みと問題と課題の整理事項をふまえているか問う</p> <p>③「こどもが主役のまち はつかいち宣言」とするスローガンにも拘らず、おとなの都合、政治の腐敗、行政の怠慢、司法にみる憲法判断からの逃避・国際法・「こどもの権利条約」の無視、教育に見る同調・差別・排外の状況、報道機関・SNSなどからの権利侵害、宗教にみるこどもの犠牲(旧統一教会など)、などなどの状況的に社会的な環境にさらされる現実に向ける問題と課題をどのように整理をし</p>	<p>「廿日市市こども計画」は、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、この度、初めて策定するものです。こども・若者、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴う子育て家庭の孤立、社会環境や生活習慣の変化に伴う不登校やひきこもり、デジタル化の進展及びインターネット利用の低年齢化、ヤングケアラーなど、課題が多様化・複雑化しています。こども基本法には「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人と</p>

		<p>ているか問う</p> <p>④2024年に施行された「こども基本法」に定められた6つの基本理念のもとに</p> <p>①歴史的事実、戦前・戦中に見るこどもたちへの過酷な戦時事態から現在の憲法や「こども基本法」に照射することで何を学ぶべきか、家庭・地域・学校・行政・大日本帝国の各事項において問う</p> <p>②国・政府による「こども基本法」のもとでの廿日市市による「こどもが主役のまち はつかいち宣言」、廿日市市こども計画（案）において、①の歴史的事態にみる「家庭・地域・学校そして国・政府による」各事項の『同じ過ちを繰り返さない』とする歴史の清算と決意および具体的な措置において、どのような課題認識と至上命題を位置づけているか問う</p> <p>⑤他の計画（案）に対する意見・質問事項等に関して、どのように関係性・整合性・合意性をふまえているか問う</p>	<p>してひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組む」こととされています。本市では、これらの現状やこども基本法の趣旨や6つの基本理念のもと、次の将来像・基本目標・重点施策を掲げ、こども施策を推進していく考えです。</p> <p>&lt;将来像&gt;</p> <p>つながり みんなで育つ こどもまんなか はつかいち</p> <p>&lt;基本目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育・保育サービスを充実させる</li> <li>2 こども・若者の育ちを保障し、子育て家庭を応援する</li> <li>3 みんなで子育てを支える</li> <li>4 こども・若者の希望の実現を後押しする</li> </ol> <p>&lt;重点施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育士等の人材確保・育成</li> <li>2 こども・若者の居場所の充実</li> <li>3 発達が気になる児童や医療的ケア児への支援</li> <li>4 こども・若者の意見を反映した施策実施</li> </ol> <p>また、計画の内容については、他の計画との整合を図りながら策定を進めております。</p>
--	--	---	--